軽自動車税のグリーン化特例が延長されました

平成30年度課税において、三輪以上の軽自動車で、排出ガスの性能及び燃費性能の優れた車両については、グリーン化特例(軽課)を適用します。

〇適用期間及び適用内容

平成29年4月1日から平成30年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪以上の軽自動車(新車に限る。)で、基準を満たす車両。

〇軽減税率の適用(軽減課税)年度

平成30年度分のみ(当該車両を取得をした日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り適用。)

種 別				税 率(年額)			
				平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車			
				電気自動車・天然がス軽自動車 【概ね75%軽減】	◆乗 用:平成32年度燃費基準+30%達成車 ◆貨物用:平成27年度燃費基準+35%達成車 【概ね50%軽減】	◆乗 用: 平成32年度燃費基準+10%達成車 ◆貨物用: 平成27年度燃費基準+15%達成車 【概ね25%軽減】	
	三輪			1,000円	2,000円	3,000円	
軽自動車		乗 用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	
	四輪		自家用	2,700円	5,400円	8,100円	
		貨物用	営業用	1,000円	1,900円	2,900円	
			自家用	1,300円	2,500円	3,800円	

^{*} 燃費基準の達成状況については、自動車検査証(車検証)をご覧ください。